

市第94号議案

公立大学法人横浜市立大学の定款の変更

公立大学法人横浜市立大学定款（平成17年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

平成30年12月6日提出

横浜市長 林 文子

第8条中「副理事長2人」の次に「以内」を加える。

第13条第3項中「2年」を「その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第15条第2項に規定する財務諸表承認日をいう。）まで」に改める。

第17条第1項第2号中「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）」を「法」に改める。

第21条第1項第2号中「地方独立行政法人法」を「法」に改める。
。

附 則

（施行期日）

1 この定款の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

（経過措置）

2 この定款の変更の施行の際現に監事である者の任期については、なお従前の例による。

提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学の副理事長の定数及び監事の任期を変

市第94号

更するため、公立大学法人横浜市立大学定款を変更したいので提案する。